

企業繁栄のアドバイザー

# 未来税務会計ニュース

## 参議院選挙 消費税を廃止して売上税を



参議院選挙は6月28日から7月27日までの間に行われると思います。今、野党は消費税について米や食料品等は0%、1年間時限的に0%や税率を5%等にするなど発言していますが、石破首相は現状維持を主張しています。

国民は物価高で、生きるための食料等に8%の消費税支払いは大きな負担となっていますので、野党が消費税0%や軽減等を言えば、選挙では自民党は負けると予想されます。そこで西田は以下のように考えています。是非読んだ上で投票に行ってくださいね。

《消費税を廃止して売上税を導入してこそ、安定的な財政運営が可能となります。》

(1) 消費税は人を雇用すればするほど、消費税負担が増える。だから経済は発展しない。

①そのため、人材派遣業等が増加して正社員と非正社員とになり、人材格差を産むこととなる。労働組合はこのことを主張すべきである。

②経済を発展させるのは「人財」である。これを有効に活用することで、経済発展するのである。このことを忘れていたため、平成に入り消費税が導入されても経済は発展せず、失われた30年間と言われるに至っている。

(2) 消費税は弱者(幼児、高齢者、生活困窮者等)からも税金を取るものであるため、人間の生命を奪っている。

幼児は牛乳やおしめ代にも税金を取られ、高齢者は年金生活であっても食料や水道光熱費などは生きるために必要であるため、それが侵されることは、基本的人権の侵害であり、憲法違反である。

(3) 消費税は実務家から見ても複雑で、課税関係が手続届出等の失念により課税されるという、本来の租税法の趣旨を逸脱していると思われる。例えば、簡易課税事業者が、設備投資をした場合、本則課税の手続きをしていなかったため(2年前にすることとされている)、本来納付しなくてもよい、むしろ還付



になるはずであるのに、簡易課税で課税されるというこのことは、支払わなくてもよい税金を支払わなければならないという税金の本質からも離れているので、課税庁(税務署)との争いとなっている消費税の問題が多い。

(4) 消費税を支払うのは個人法人等であるが、税金として消費税を納めるのは納税義務者であり、一体化していない。

例えば、法人税は「益金-損金=所得に対して課税」、所得税は「総収入金額-必要経費=所得に対して課税」と一体化されている。消費税は、消費する一般人(法人)⇒消費税負担者⇒国家に税金を支払うのは納税義務者、というように一体化されていない

(5) 消費税を支払っていないのは、①大手銀行等(利息は非課税)、②生命・損害保険会社(保険料は非課税)、③輸出企業(国外に輸出される際には輸出に係る消費税が還付される)、これらが売上税ならば、課税対象になる。

《消費税を廃止して売上税を導入すれば、税収入は税率3%でも51兆円確保可能。》

### 《売上税の利点》

(1) 一般消費者は支払う必要がない⇒事業者が支払う

(2) 一般消費者は支払う必要がなくなる⇒生活に余裕ができ消費が伸びて経済が発展する

(3) 中曽根政権のときは、売上が1億円以下の人には課税しないということになっていたが、売上高については5,000万円または3,000万円以下の売上高等を検討すべきである

(4) 課税関係がスッキリしており、売上高さえ決めればいいので、法人税、所得税と同じで計算も簡単にしやすい

(5) 売上税は、非課税売上、金利、保険料、輸出等の関係がなく、売上高に課税すればよいので、分かりやすいと同時に、課税関係が単調で理解しやすい

(6) 安定的な税収入になり、国家の財政運営に大きく寄与する。税率3%で51兆円の税収入が見込める



## 6月21日 お米が食べられなくなる日 上映会&トーク

同封チラシをご覧くださいまして、沢山の方がご参加くださいますようお願いいたします。

国を守るためには、まず食糧自給率を100%以上にする国策が必要です。自民党は農民の票はもらいながら、農民のために何をやってくれますか。農民の方もよく考えて投票してくださいね。人間は食べ物が1番大事です。



6月27日(金) 九州農業経営研究会主催  
是非ご参加ください お願いします

### ＜議題＞

## 『食料・農業・農村基本計画について』

(九州農政局講演)

日時 令和7年6月27日(金) 15時30分~16時50分

場所 くまもと県民交流館パレア9階 会議室2

会費 無料

申し込み等、担当者にチラシ等を渡していますので田植え等で多忙でしょうがよろしくお願ひ申し上げます。

- 改正基本法下、初めての食料・農業・農村基本計画が4月に閣議決定されたところ。
- 改正基本法に掲げられた理念の実現に向け、初動5年間(農業構造転換集中対策機関)で農業の構造転換を集中的に推し進めるための基本計画について、全般的にポイントを説明いただきます。

## ふるさと納税の確認方法

令和6年中にふるさと納税をされた方は、寄付金控除を受けて住民税が安くなっているかご確認をお願いします。

### 1. 確認方法

住民税の決定通知書又は納税通知書

《特別徴収の場合》

お手元に「住民税決定通知書」が届いていると思いますので、確認されてください。左下にある「摘要」欄に「寄附金税額控除額：〇〇円」と記載があれば控除が受けられている状態となります。



《普通徴収の場合》

熊本市の場合、毎年6月初めに納税通知書が発送されてきます。そちらに記載がございますのでご確認ください。※自治体により郵送時期が異なりますのでご注意ください。

### 2. ふるさと納税をしたのにこの記載がない場合

正しく寄付金控除ができていない可能性があります。もし、寄附金控除が受けられていなくても、5年以内であれば更正の請求を行って、寄附金控除を受けることができます。詳しい手続きについては、担当者へご相談下さい。



## 所得税の基礎控除の見直し

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除等の見直し、特定親族特別控除の創設が行われました。これらの改正は令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年分の年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

**《注意》令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。**

### 1. 基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円	

※1 ( )は収入が給与だけの場合の収入金額

※2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額は改正なし

### 2. 給与所得控除の見直し

①55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	改正後
162万5,000円以下	65万円
162万5,000円超 180万円以下	
180万円超 190万円以下	

※ 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額は改正なし

②給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

### 3. 特定親族の特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。



なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

特定親族の合計所得金額			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超188万円以下)	3万円

### 《特定扶養控除と何が違うのか?》

特定扶養控除は年齢の他に子どもの年収が103万円以下(※)であることが要件でした。ただし、子どもの年収が150万円以上になった途端、扶養控除が0円になるのを避けるため、新たに特定親族特別控除が創設されました。年収123万円(合計所得金額58万円)を超えると、段階的に控除額が減っていく仕組みです。

※今回の改正で年収150万円以下に引き上げられます。



### 【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下(注)の人をいいます。

《注意!!》

収入が給与だけの場合は、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

## LINE 配信 を始めます

皆様に毎月郵送又はメールをしています「未来税務会計ニュース」についてLINE配信を始めることとなりました。

### 《LINE配信手続》

- ①右記のQRコードを読み取り
- ②お友達登録 ※公式アカウントに表示されます
- ③登録後は必ず「会社名・屋号」「氏名」をトークルームにお送りください。



※詳しくは別紙をご参照下さいませ。

電子ニュース希望の方は  
n-koizumi@miraizeimu.com まで

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所  
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106  
Tel : 096-368-2030 / Fax : 096-368-4639  
http://www.mirai-town.net/

## 株式会社 SET OFF

熊本県内で3店舗展開するエコリングは、お客様からブランド品・貴金属のみならず、ご家庭の不要なものを幅広くお買取可能なのが強みです。他社に断られたものでも、一度エコリングまでお気軽にお持ちください。



**金相場 過去最大値 今高く売れます!!**

平成2年 天鳥陛下 御即位記念 10万円金貨 415,000円~  
 昭和61年 天鳥陛下 御即位60周年記念 10万円金貨 260,000円~  
 平成5年 皇太子陛下 御即位5周年記念 5万円金貨 220,000円~

金(K24)相場推移グラフ 2005年~2025年4月  
 ジュエリーも相場がいい!!  
 5つ星ダイヤモンド 200,000円  
 18K 赤金 384,000円  
 18K 白金 400,000円  
 18K 青金 220,000円

エコリングアプリ  
 エコリングで捨てるものを生かし、世界でリユース  
 おトクなアプリでリユースを楽しもう!!  
 iPhone はこちら  
 Android はこちら

LINE クーポン配布中!  
 LINEで完全かんたん  
 公式アカウントID @bjj5294d

EcoRing 買取専門店 エコリング  
 店舗営業時間 11:00~18:30  
 水曜日 休店

熊本日赤通り店  
 専用駐車場2台完備  
 0120-871-850

熊本けやき通り店  
 専用駐車場3台完備  
 0120-850-547

0120-850-181